

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

特集

SDGsを知っていますか？

活動報告

しらかば子どもの家&青年部会
感謝の飾り旗を医療従事者に寄贈

NO.
287
2021.3

法人会
消費税期限内納付
推進運動



三浦海岸 河津桜 京浜急行三浦海岸駅から小松ヶ池公園までの線路沿い約1kmにわたり、約1000本の河津桜と菜の花が今年も一足早い春の訪れを報せる。平成11年、本家河津町から譲り受けた苗木から始まり、何年もかけて植樹した地域の方々の熱意の賜物。今はたくさんの観光客を楽しませて、三浦海岸の早春の風物詩となった。

SDGsを知っていますか？



SDGsとは 「Sustainable Development Goals (サステイナブル デヴェロップメント ゴールズ) 持続可能な開発目標」の略称です。発音は、SDGs (エス・ディー・ジーズ)。

1945年の設立以来、国連での主な議題は、戦争・平和・経済開発・人権でした。1970年代に入ってから環境問題も大きなテーマとなりました。1972年の国連人間環境会議では、環境に関する国連機関として、国連環境計画 (UNEP) が発足。以来、10年毎に大きな環境会議が開催されています。

戦争を止めて、みんなが平和に暮らすには？の話し合いから、地球の事も考えよう。となりました。

1988年には、UNEPと世界気象機関 (WMO) により気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が設置されました。IPCCでは、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、技術的、そして社会的、経済的な評価を行います。その第1次評価報告書が1990年に発行され、「科学的不確実性はあるものの、気候変動が生じる恐れは否定できない」ことが指摘されました。**つまり、地球が病に侵された事が確認されたのです。**

1992年6月3日から14日にブラジル・リオデジャネイロで、環境と開発をテーマにした「地球サミット」の名で知られる国連会議が開催されました。当時のほぼ全ての国連加盟国172カ国の政府代表が参加し、そのうち116カ国は国家元首が参加。その他、NGO代表2,400人も参加するという一大イベントとなりました。**地球をどうする？私たちはどうなる？全世界が1つになって考えよう。ー地球サミットでー**

1992地球サミットの成果は大項目5つ

- | | | |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 1. 環境と開発に関するリオ宣言の採択 | 2. 気候変動枠組条約の採択 | |
| 3. 生物多様性条約の署名 | 4. 森林原則声明の採択 | 5. アジェンダ 21 の採択 |

このうち最後の項目「アジェンダ21」の採択は、実に23年もの時を費やして、持続可能な開発への道を歩むこととなります。「アジェンダ21」で提示された持続可能な開発という理念は、経済開発と、人々のニーズを充足し、環境を守りながら成長とのバランスをとらなければならないことを認識するものでした。

新たな持続可能な開発アジェンダは、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」の成果、2010年の「MDGs (ミレニアム開発目標) サミット」、2012年の「国連持続可能な開発会議 (リオ+20)」の成果、および、全世界の人々が示した見解を基に策定されています。

各国はMDGsの成功を認識し、リオ+20の成果文書「私たちが望む世界」の中で、一連の持続可能な開発目標を策定し、検討と適切な行動を仰ぐためのオープン・ワーキング・グループの設置に合意しました。

オープン・ワーキング・グループは1年以上に及ぶ協議の末、17の具体的な目標と、これに関連する169項目のターゲットを提案しました。

2年以上にわたり行われた目標の内容に関する政府間交渉には、市民社会その他のステークホルダーからも数多くの意見が寄せられました。その結果、2015年8月2日には、新たな持続可能な開発アジェンダに関する成果文書についてコンセンサスが成立しました。

こうして新しい17のアジェンダは、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で、世界のリーダーが正式に採択しました。

SDGsは、実はSDGsという名前では採択されたわけではありません。国連加盟国197カ国が全会一致で採択した文書の正式名称は、「Transforming Our World (我々の世界を変革する)」。つまり197カ国すべての国が同意したことは、「我々の世界を変革する、トランスフォームする」ということなのです。

トランスフォームとは、同じような意味をあらわす英語のChange (チェンジ)「色や形が変わるレベルの変化」という意味と比べると、トランスフォームは「原型をとどめないレベルでの変容」をあらわします。例えば、さなぎが蝶に変わるような全く違う存在になる、そんな変容です。

国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

私たちが取り組むべきこと

2015年9月の国連サミットで採択された「Transforming Our World（我々の世界を変革する）」は、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

それを世界中の人々に知ってもらい、実行してもらうために生み出されたものが、これらのカラフルなSDGsのロゴです。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



今私たちに出来る事 では、実際に私たちには何が出来、何をすればいいのだろうか？

1 貧困 貧困をなくそう

- ・「赤い羽根募金」などに寄付をする
- ・食材を子ども食堂に寄付する

2 食・農 飢餓をゼロに

- ・栄養バランスを考えた食事をする
- ・オーガニック食材を育てる・買う・食べる

3 健康・福祉 すべての人に健康と福祉を

- ・徒歩や自転車で通勤・通学する
- ・お年寄りに声かけし、健康状況を尋ねる

4 教育 質の高い教育をみんなに

- ・環境や福祉イベントなどに家族で参加する
- ・学校に行けない子どもたちに教材や文房具を送る運動に参加する

5 ジェンダー ジェンダー平等を実現しよう

- ・家事を平等に分担する
- ・役員決めの際、男女バランスを考えて選ぶ

6 水・衛生 安全な水とトイレを世界中に

- ・水道の蛇口をこまめに止める
- ・油を流しに流さないで拭き取る
- ・風呂水を散水や洗濯に再利用する

7 エネルギー エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- ・太陽光発電などを導入または出資する
- ・カーボンオフセット旅行を申し込む

8 経済・労働 働きがいも経済成長も

- ・残業をしない、休暇をきちんと取る
- ・地元の商店から地元産のものを買う

9 産業・インフラ 産業と技術革新の基盤をつくろう

- ・ベンチャー企業やコミュニティビジネスに出資する、場所・機材を貸す

10 人権・平等 人や国の不平等をなくそう

- ・いじめや差別をしない、させない
- ・ハンデのある方を見かけたら、援助する

11 住環境 住み続けられるまちづくりを

- ・家具の転倒防止や防災グッズを用意する
- ・まちの清掃・防災活動などに参加する

12 生産・消費 つくる責任 つかう責任

- ・マイバッグ、マイボトルを持参する
- ・食べ残しをしない、余り食材を活用する
- ・環境に配慮した製品を購入する

13 気候変動 気候変動に具体的な対策を

- ・電気をこまめに消す、使用時間を減らす
- ・エネルギー使用の少ない調理をする
- ・CO₂排出の少ない交通手段を使う



14 海洋資源 海の豊かさを守ろう

- ・レジ袋やプラスチック製品を使わない
- ・海や川に行ったらごみは持ち帰る

15 陸上資源 陸の豊かさを守ろう

- ・毛皮や牙などを使った製品を買わない
- ・飼えなくなったペットを野山に捨てない

16 平和 平和と公正をすべての人に

- ・国際紛争や平和に関する記事を読む
- ・被爆地や被災地を訪問する

17 協働 パートナーシップで目標を達成しよう

- ・SDGsに関係しそうな情報をSNSで拡散する
- ・世代間交流・国際交流イベントに参加する 等々



自宅でも個人的でもやっていることは結構ある！

そう思ったのではないのでしょうか？ そうなのです。実は誰にでもできる小さな事の積み重ねが世界を変える唯一の方法なのです。

戦争はいけない。平和に生きる。

そう決断した世界中の人々が、地球と地球に住む人類やあらゆる生き物たちの事を気遣い考えるようになった。とても大きくて、優しく、絶対的に必要な取り組み。それこそが『SDGs持続可能な開発目標』なのです。

SDGsのカラフルなロゴは、17項目の目標が輪になって表わされています。かつて、聖徳太子が掲げた「和を以て貴しと為す」の精神が息づいているようで、日本の私たちにはとても馴染みやすいマークです。

国も、民族も思想も宗教も超えて、この地球に住む一個人として、地球を救うために、世界中の人々が幸せに暮らすために、今、自分に出来る事から、はじめてみませんか？

現在我が国では、政府の取り組みとして外務省が「2020年～行動の10年」と位置付け取り組みを強化する方針で、[国連レポートSDGs2020]によると日本は加盟国中17位、特に5. 女性国会議員数、13. CO₂排出量・再生可能エネルギー、14. 水産資源の乱獲、15. 輸入生物の多様性への脅威 等が最重要項目となっています。

また、神奈川県でもSDGsの裾野を広げることを目的として「かながわSDGsパートナー制度」が設けられており、第4期募集まで333の企業・団体等が認定され登録しています。(第5期募集は3/19まで)

「かながわSDGsパートナー企業」として認定・登録されれば専用ロゴが使用でき、融資等各種支援策も受けられる等メリットもありますので、地元三浦半島では残念ながらまだ少数ですが、法人会会員企業の皆様もぜひトライしてみてください。

横須賀市は、今年1月29日に「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」という「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

最後に、最新の「SDGsアクションプラン2021」では、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界の人々の生命・生活・尊厳、すなわち人間の安全保障に対する脅威となっており、SDGs達成に向けた取り組みの遅れが深刻に懸念されています。

コロナ禍に打ち勝つことはもちろんですが、より良い復興にむけて取り組む必要があり、国際社会の連携が不可欠であるとしています。

公益社団法人横須賀法人会は、SDGsへの取り組みをはじめていきます。

広報委員会副委員長 (株)関東ビルシステム 野澤真知子

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として 全国約80万社の会員企業を擁する団体です。

41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

青年部会

しらかば子どもの家&青年部会
感謝の飾り旗を医療従事者に寄贈

青年部会（加藤隆史部会長）は、社会貢献委員会が中心になってしらかば子どもの家の児童たちが一生懸命色付けした飾り旗（大漁旗）を医療機関に届ける事業を企画した。

昨年11月28日、施設を訪問した青年部会24名は、三浦市の老舗・創業天保4（1833）年「三富染物店」さんの指導のもと、児童たちと飾り旗を3旗制作した。

そして、年が明けた1月12日に横須賀市立うわまち病院、20日に横須賀共済病院と横須賀市立市民病院へと旗を届けた。

飾り旗には、児童らのメッセージも添えられ、深刻なコロナ禍で、日々懸命に患者さんと向き合う医療従事者の皆さんに感謝の気持ちを込めて寄贈された。

アマビエを描いた飾り旗は、それぞれの病院に掲示され、医療従事者のみならず、来院する患者さんにも「元気が出た」「頑張れる」と大好評だ。

そして、各病院からは返信の便りや写真も届き、心温まる交流もできた。子供たちと青年部会の思いが形となって届いた事業となった。



鷹野税務署長も駆けつけ、子ども達と色付けをする



青年部会のメンバーは密を避けて交代しながら色付けを手伝う



横須賀共済病院に寄贈 エスカレーター2階から下る時によく見える所に掲示して頂いた。



市立うわまち病院に寄贈 超多忙な中、病院スタッフにも集まって頂いた。



市立市民病院に寄贈 この翌日には神奈川県からコロナ病床の増床を要請されるような状況の中の寄贈となった。



病院からの感謝のメッセージをしらかば子どもの家に届けた。写真左から加藤部会長・中嶋施設長・藤 社会貢献委員長

女性部会

女性部会がSDGsを研修

昨年12月9日、女性部会（平野弘子部会長）は、教養セミナーを開催した。（於：セントラルホテル）当日は、湘南信用金庫相談役・石渡 卓 氏を講師に迎えて、「SDGsで変わる私たちの暮らし」と題して講演をうかがった。

同信用金庫は、令和元年に神奈川県が運営する「かながわSDGsパートナー」に登録されており、以来地域やお客さまの課題解決に積極的に取組み、SDGsが目指す「持続可能な社会の実現」に努めている。

石渡氏は、身近ですぐにできるSDGsから、地域経済の創造や、地域社会貢献、地域環境の保全、地域の人材育成など、湘南信用金庫のSDGsへの取り組みを具体的に紹介しながら分かりやすく解説した。



講師を務めた 湘南信用金庫相談役
石渡 卓 氏



熱心に耳を傾ける女性部会の皆さん



厚生委員会

インフルエンザ予防接種に128社332名

昨年11月30日と12月18日の両日、厚生委員会（八木達也委員長）では、コロナ禍で尚且つ地域病院ではインフルエンザワクチンの数が不足してなかなか予防接種が受けられないとの声をうかがい、神奈川県歯科大学附属病院に協力を依頼し、横須賀商工会議所を会場にしてインフルエンザ予防接種を実施した。

十分にコロナ対策も講じ、三密を避け短時間でできること等から、当初300名の定員を上回る332名が予防接種を受けた。予防接種を受けた方々からは「病院に行かなくて済んだ」「従業員も仕事の時間に合わせて接種できてよかった」など、好評を頂いた。次年度の開催は未定だが、多くの会員企業のお役に立てた事業となった。



インフルエンザ予防接種のようす

青年部会

助成金・補助金を上手に活かしてビジネスチャンスを掴め!

昨年12月7日、青年部会（加藤隆史部会長）は、表題の経営セミナーを開催。講師には、中小企業診断士の井手美由樹先生をお迎えした。井手先生は、助成金や補助金の活用のポイントや事業計画の作成などについて説明、さらに獲得だけに固執するのではなく、会社の方向性を考えることが大切等々と解説した。



コロナ対策も万全に経営セミナーを開催

2021年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 1991（平成3）年4月2日～2000（平成12）年4月1日生まれの者
- 2 2000（平成12）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び2022（令和4）年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇ 申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和3年3月26日(金) 9時から令和3年4月7日(水) [受信有効] まで
- 3 受験案内交付期間
令和3年2月1日(月)から令和3年4月7日(水)まで
9時から17時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。



- ◇ 試験日 第1次試験 令和3年6月6日(日)
第2次試験 令和3年7月5日(月)から令和3年7月16日(金)までのうち
指定された日時



※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表) 03-3542-2111 内線2169

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



役員報酬額の期中減額について

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 菱沼 正則



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しています。国や各地方公共団体は、各支援策により事業者の支援を行っていますが、感染症が終息しない以上は、事業者の業績悪化は避けられないように思います。このような状況下で、今後、役員報酬を減額したい事業者が増えることが予想されます。

そこで今回は、コロナ禍において役員報酬を減額することができるのかについて、法人税法での取り扱いを整理しながら確認したいと思います。

1. 法人税法での原則的な取扱い

役員報酬を会社の経費に計上するには、その役員報酬が、法人税法に定める要件を満たしたものでなければなりません。代表的なものとして「毎月同額の役員報酬」が挙げられます。これは経費計上できる役員報酬の代表格です。日々税務に携わる身として、中小企業が支給する役員報酬は、大多数がこれに該当しているものと推察しています。貴社の支給する役員報酬もこれに該当するのではないのでしょうか。

2. 法人税法での例外的な取扱い

私見ですが、上記原則的な取扱いは、「毎月同額」という文言が独り歩きしているように思います。例えばインターネットで「役員報酬 変更」などと検索すると、期中は報酬額を変更できない、期首の3ヶ月に限り変更することが可能、などの説明をしているウェブサイトが散見されます。これらの説明はもちろん正しいのですが、実は例外的な取扱いがあり、経営の状況が著しく悪化した場合などには役員報酬額を減額することが認められています。

しかし、取扱いが明確でないことからあまり説明される機会がなく、ご存知でない方も多いかも知れません。

3. コロナ禍における取扱い

上記1の原則的な取扱いによると、期中に役員報酬額を減額することができなそうです。しかし、

左記2の「経営の状況が著しく悪化した場合」に該当すれば、例外的に減額することができそうです。

では、新型コロナウイルス感染症の渦中である現在において、「経営の状況が著しく悪化した場合」とは、一体どういった場合なのか。この点について、国税庁が「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の中で、その取扱いの方向性を示しています。その内容を確認したところ、以下が判断のポイントとなりそうです。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、会社が提供する商品、サービスの需要が著しく減少している
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大が防止されない場合、需要が回復する見込みがない
- ③役員報酬の減額などの経営改善策を講じない場合、急激に財務状況が悪化する可能性が高い
- ④必ずしも売上などの数値的指標が著しく悪化している必要はない

4. まとめ

コロナ禍にある現在においては、上記のように役員報酬の減額も可能です。貴社においてもご検討中でしたら、本稿を参考にいただくと幸いです。

なお、上記整理はエッセンスをお伝えすることに重点を置いているため、幹のみを説明し枝葉の説明は省略しています。そのため詳細につきましては最寄りの税務署又は税理士にお尋ねください。

にせ税理士にご注意!!



**にせ税理士に
注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193



契約書の押印について

今般の新型コロナウイルス禍では、多くの企業がテレワークを導入しましたが、社内の文書や他社との契約書への押印が予定通りに得られず、困られた方もいるのではないのでしょうか。政府も、行政手続における押印の廃止を進めています。

この「押印」についてご説明いたします。

1. 書類に対する押印の意味

契約の成立に関する民法の原則的な考え方は、「法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを必要としない」というもので、今般の債券法改正によって明文化（民法522条2項）されました。すなわち、押印がないからといって契約が無効になるわけではなく、契約書を作成することも必要とはされていません。

とはいえ、企業間の契約では、合意の内容を明確にして、万一紛争になった際の証拠とできるように、契約書を作成することが一般的です。民事訴訟法の分野では、「二段の推定」という考え方があり、①作成名義人の印章（印鑑）による印影があれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され（一段目の推定）、②名義人の押印があるときは、文書の成立の真正が推定されます（二段目の推定・民事訴訟法228条4項）。

推定の詳しい根拠は省略させていただきますが、契

約書に押印がされることに意味がないわけではなく、むしろ、重要な意味を持っているといえます。

押印の代替手段として電子署名があり、電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）によって、本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等は、真正に成立したもの（本人の意思に基づき作成されたもの）と推定されます。



2. 押印の慣行とその将来

法律の条文で、押印が必要とされている書類もあります。たとえば民法によると自筆証書遺言は「これに印を押さなければならない」（民法968条1項）、つまり押印があることが法律上の要件とされています。ただし、白系ロシア人が作成した「押印を欠く自筆証書遺言」を有効とした最高裁の判例があります。この判決は、遺言者が、押印の慣行がない社会で生活してきたという特段の事情を考慮した、極めて例外的な判断とされています。

現在の日本は、押印の慣行がある社会であることは間違いなく、押印が必須となる書面も残っています。しかし、電子契約等の普及により、契約書への押印が求められる場面は、今後は減っていくものと予想されます。今般のコロナウイルス禍は、その流れを一層加速させたといえるのではないのでしょうか。

（出典／NTS総合弁護士法人）

7つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？（答えは11頁にあります）



新 会員紹介

(令和2年12月～令和3年2月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
北部区会					
逸見	(株)ピーすけあ	武藤 優子	東逸見町1-45	801-0996	福祉サービス業
中央第1区会					
大滝小川	(株)ライトハウス	生田 秀	大滝町2-17筑波中央ビル3階	828-5120	コンサルティング業
大滝小川	みなとまちホールディングス(株)	長坂 利広	稲岡町82 神奈川歯科大学内資料館1階	820-2577	不動産・防犯カメラ
東部区会					
根岸	* BLOOMING	木村 満	根岸町4-2-11	835-2262	美容室
南部地区会					
浦賀東	(株)やちよ保険企画	今井 雅人	鴨居2-54-3	090-6506-7657	保険業
久里浜中央	(有)万葉食堂	鈴木あけみ	久里浜4-8-16	822-5696	飲食店
久里浜西	(株)松野建築	佐々木弘幸	久里浜1-2-29	834-1727	建築業
久里浜西	(株)アリス・アート・デザイン	岩崎 恭平	久里浜2-11-8	090-8487-9827	看板業
市外					
市外	* (株)MTT	鈴木 光代	東京都新宿区新小川町7-23-516	03-6280-8119	コンサル業・司会業

*は賛助会員です

県内14法人会120ページ約4万冊配布の会員メリット

**社長も社員も使える！
会員優待サービスブック
2021年度版 発行！**

パソコン・スマホからも御覧になれます。是非ご利用ください。

各法人会から会員特定のお得なサービスが満載！



<https://houjinkai.kanagawa.jp>



広報の窓

誰もが「相手の立場に立つてものを考えなさい」と言われたことがあると思う。52歳になった今でも難しいことである。

税理士になって3年。顧問先から当然、決算の相談を受けるのだが「ある程度、税金を納めないと手元にお金は残らないですよ」と助言することがある。過度な節税、は結果的には必要以上に外部にキャッシュが流出することになるというのが私の考え。

ただし、わが身に降りかかると話は違う。弊所は4期目の決算で初めて消費税の納税義務者となり、一気に納税額が増えた。「手痛い」というのが実感。顧問先に偉そうに話していたことが恥ずかしい。この痛み、経験してみないと分からないものである。

経験者の言葉には重みがある。税理士になる前、新聞社の運動記者を16年勤めた。プロ野球の取材がメインだったのだが、やはり選手は野球経験者の記

者に対しては一目置いて話をしていた。

私自身は中高6年間、サッカー部の補欠。プロとはレベルが全く違う中、同じスポーツ経験者として、何とか心を通わせようとあの手この手で話の糸口を探っていた日々を懐かしく思い出す。

2008年に転職して既に干支が一回りした。全く異業種への転身に驚かれることも多い。が、私自身、全く違和感はない。税理士という計算ばかりしているイメージがあるかもしれないが、それだけならAIに取って代わられるのは間違いない。それよりも重要なのは人とのつながり。それは記者も税理士も共通する欠かせない要素だと思う。

高校卒業以来、約30年ぶりに開業のため地元に戻ってきた。自分の事業を成功させたいのはもちろんだが、少しは育った故郷に貢献したいというのは本音。自己紹介代わりに、今後ともお見知りおきを。

広報委員 税理士法人みかさパーク共同事務所
堀川 敏毅



AIGとALL BLACKSは、 法人会と共に闘う。

AIG損保は、福利厚生制度の協力会社として、
法人会会員の皆様の自然災害や企業経営上のリスク軽減支援に向けた、
リスクコンサルティングサービスを提供しております。



Official Insurance Partner